

普通免許状授与申請に係るキャッシュレス決済及び申請手続きの流れ

栃木県電子申請システムによる申込み

【手続き名】：教育職員免許状授与申請に係る申込み（個人申請）



申請書類の郵送



義務教育課にて、提出書類及び申請内容の確認



「手数料納付依頼」をメールでお知らせ

【メール件名】：【教員免許授与申請】手数料納付のお願い



手数料の納付



免許状の発行及び授与

- ・利用者ID（栃木県電子申請システム）入力時に設定したメール宛て手続き申込の案内が届きます。メール本文記載のURLから手続きの申込みをしてください。
※「利用者登録」はしなくても申込み可能です。

- ・申込み完了後、申請免許種ごとに定められた提出書類を義務教育課宛て郵送してください。
※申込みを行っただけでは、申請は受理されません。申込み後に書類の提出が必要です。

- ・申請内容に不備等がある場合は、担当から申請者宛てメール又は電話で修正依頼をします。

- ・利用者ID（栃木県電子申請システム）入力時に設定したメール宛て手数料納付の手続き案内が届きます。メール本文に記載されたURLから支払いを完了させてください。
※「手数料納付依頼」のメールが届いてから原則7日以内に手数料を納付してください。

- ・利用可能な決済手段は、クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）、PayPay、メルペイ、楽天Edy、モバイルSuica、Apple Pay、Pay-easy、コンビニ払いの8つです。

- ・手数料の納付確認後、免許状を発行します。免許状の授与は、提出いただく返信用封筒の宛先に郵送（簡易書留）します。学校経由で申請した方は、使送にて勤務している学校にお送りします。

【留意事項】

- ・申請書の作成に当たっては、栃木県教育委員会 HP 掲載の説明書やチェックリストをよく読み、誤りのないようにしてください。申請書に不備がある場合、免許状を授与するまでに通常より時間を要することになります。
- ・標準処理期間は60日です。※手数料の納付確認ができてからの日数となります。